

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成24年7月25日(水) 最高裁判所中会議室		
委員	委員長 安藤正雄(千葉大学大学院工学研究科教授)		
	委員長 沼範良(上智大学法科大学院教授)		
	委員 吉田恵子(芝会計事務所・公認会計士)		
審議対象期間	平成23年10月1日から平成24年3月31日		
抽出案件	(備考)		
工事			
一般競争			2件
公募型及び工事 希望型指名競争			—
通常指名競争			—
随意契約			2件
建設コンサルタント業務			
一般競争			2件
プロポーザル方式			—
随意契約			—
総件数	6件		
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	書面による回議の結果について、別添「最高裁判所入札監視委員会(回議)審議概要」のとおり報告した。		

(別紙)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1 【和歌山地家簡裁庁舎新営建築工事】 施工体制確認型総合評価方式の導入はダ ンピング防止に一定の効果があるとの説明 だったが、本件の入札参加者が施工体制確認 資料を提出しなかった理由を確認したか。</p> <p>2 【札幌高地簡裁庁舎耐震改修工事】 本件は施工体制確認型総合評価方式を導 入する以前の低入札価格調査案件であり、調 査の結果、財務状況等に問題はなく、発注手 続きに問題があったということではないも の、建築工事費について予定価格と大きく 差が生じており、この点に関する分析につ いてもう少し個別具体的な説明がなされるこ とが望ましい。</p> <p>3 【札幌高地簡裁庁舎耐震改修工事監理業 務】 1 回目の入札では参加者がおらず、再度公 告・入札においても、本工事の設計業務受注 者の関連会社のみが参加し、落札している状 況について、どのように考えているのか。 また、第三者工事監理の社会的実績が未だ 少ないことからすると、第三者性を確保する こと自体に無理がある可能性もあるのでは ないか。</p>	<p>本件において、資料未提出の具体的な理由 は確認していない。今後、資料未提出の事情 を把握し、分析を行っていきたい。</p> <p>今後の課題としたい。</p> <p>参加者僅少の原因としては、既存庁舎の免 震改修工事の工事監理業務という特殊な業 務であることが考えられる。工事監理の第三 者性を確保するという観点から、1 回目の入 札では本工事の設計業務受注者に参加資格 を認めていなかった。 再度公告・入札では、本工事の設計業務受 注者の参加も認めることとしたが、少しでも 第三者性を確保する意味で管理技術者等が 重複しないことを条件に認めたものである。 今後、工事監理業務の実績を積みながら各 案件の分析を進め、第三者性についての議論 を深めていきたい。</p>

(別紙)

意見・質問	回答
<p>4【名古屋高地簡裁庁舎内部改修工事】 本件は1者入札及び高落札率を論点としたが、小規模な工事年度末の繁忙な時期における工期であったことから参加者が少なかったと考えられ、また、再度公告・入札を実施した後の見積競争についても手続きは適正に行われていたと判断できる。</p>	
<p>5【仙台地家裁登米支部庁舎新営設計業務】 本件低入札の原因として、予定価格と入札価格との間に経費についての大きな開きがあることが上げられるが、何か事情はあるのか。</p>	<p>入札者に対するヒアリングにおいて、経費の価格差についても確認したところ、既存の機材を利用できること、仙台市内に支店があり交通費を抑えることができること及び強い受注意欲などから経費を削減することが可能であったとのことである。</p>
<p>6【松山家裁庁舎電気設備改修工事】 本件では、契約業者の入札金額は予定価格の2倍以上であったところ、不落札の後の随意契約交渉において交渉が成立したものであるが、契約業者が積算を誤って入札していた。たということか。予定価格の積算が誤っていたということはないのか。</p>	<p>随意契約交渉の中で、契約業者の積算内容を確認したところ、契約業者の誤解によって入札金額が高額になっていたことが判明した。</p>
<p>本件だけではなく、全体的に入札参加者が少ない事例が見受けられる。年度末の発注など、特に下半期は共通して参加者が少ないと思われるが、原因の分析と対策を検討しているか。</p>	<p>抜本的な対策はないのが実情であるが、参加資格の等級の拡大や施工実績の要件緩和などに関し、各種要件の設定の必要性について更なる検討を続けていきたい。</p>

最高裁判所 入札監視委員会(回議) 審議概要

開催日及び場所	平成24年5月29日(火), 30日(水) 各委員の勤務先	
委 員	委員長 安藤 正雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委員長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
審議対象期間	平成24年4月1日から平成24年5月29日	
抽出案件	(審議概要)	
工事	司研庁舎電力監視設備改修工事における技術提案書の取り扱いについて	
一般競争	1件	本件は書面による回議により審議することとした。
公募型及び工事 希望型指名競争	—	
通常指名競争	—	
随意契約	—	
建設コンサルタント業務		
一般競争	—	
プロポーザル方式	—	
総件数	1件	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	説明・回答
<p>(全委員)</p> <p>本件については2者ともに欠格等の処理はせず、技術提案として評価することで問題はないと考える。</p> <p>(その他、各委員から提出された意見は以下のとおりである。)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ヒアリングの結果、偶然、同一のメーカーに対して提案内容を相談したことが伺える。両者が通謀しているのであれば、同内容の提案書を提出することは考えられず、逆に通謀の可能性は低いと考えられる。また、提案内容についての両者の理解力についても問題がないと考える。・ 今後の検討ではあるが、本件のような調達では工事費用全体に占める機械設備等の購入費用の割合が大きいことから、メーカーに対するチェック機能を充実させることを考える必要があると思う。施工業者のレベルでは通謀していなくとも、その上のメーカーのレベルで何らかの調整を行う可能性も否定できないことから、何らかの対策を検討し続けていただきたい。・ 今後、自社独自の提案が欠如した施工計画への対策が必要である。本件のように機器等の購入部分や外注部分が多くを占めるような場合には、より一層、受注する施工業者が独自で検討できるような内容を提案項目とする配慮が必要なのかもしれない。また、施工業者の責任と判断に基づいて施工計画を作成する旨を入札説明書等で注意喚起するなどの方策も検討すべきと考える。	<p>(検討対象2者へのヒアリング結果及び技術審査会における検討経過を説明)</p> <p>(審議時間 各委員1時間)</p>